

平和憲法を守ろう!

憲法学習行動PJニュース



NO1 2015年6月1日発行 >>憲法学習行動プロジェクト 山口・小林(組活部)、向井(病院)、荒川(事務局)
◆憲法学習行動プロジェクトは社保平和委員会、学習推進委員会、病院社保平和委員会、制度教育委員会の事務局で構成しています。

日本って本当に“平和”なの???

日本には憲法9条があり、自衛隊はあるけど戦争しない国、というのはみなさんご存知ですよ(^_^)

でも最近、北朝鮮のミサイルのこと、隣の中国の軍事大国化、そしてイスラム国のこと、世界は決して平和ではないことを実感させられるニュースが多く目につきますね。そんな世界のなかで、「もし、日本が攻められたら誰がわたしたちの命や生活を守ってくれるの?」「世界のどこかで起きている紛争を日本はだまってみているだけでいいの?」そんなことを思われる方も多いのではないのでしょうか。

↓長崎の平和祈念像。
長崎市松山町にある平和公園に建てられています。



↓広島原爆ドーム。世界文化遺産に登録されています。今年は広島・長崎に原爆が投下されてから70年です。



え? 来年、憲法が変わって日本が戦争する国になる?!

戦後70年のあいだ、日本の自衛隊は外国人をひとりも殺さず、また武力による犠牲者も出していません。これは憲法9条があるからです。

けれど、いま日本では憲法を大きく変えて、9条も変えて、日本を戦争ができる国にしようと政府自民党・公明党がすすめています。(°o°)エーツ!

わたしたちの命や生活、そして子どもたちの将来にとって平和で安全な日本にするかどうかの歴史的な分岐点にさしかかっています。

あらためて。憲法を知ろう。～尼崎医療生協にとって憲法とは～

わたしたちの事業所はすべて民医連に加盟しています。民医連綱領では「人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります」とかかげ、憲法の理念を实践する無差別・平等の医療・介護・福祉の实践を謳っています。

また、医療福祉生協連の理念は「健康をつくる。平和をつくる。いのち輝く社会をつくる。」として憲法25条(生存権)9条(平和主義)13条(幸福追求権)が活躍する社会の実現をめざしています。

6月はすべての事業所と支部(ブロックごと)で地域組合員、職員のみなさんと憲法を学ぶとりくみをすすめていきます。

まずはDVD「日本国憲法のはなし」をみて憲法を学ぶとりくみをスタートさせましょう!

